

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3127号)

令和6年10月8日

横情審答申第3127号

令和6年10月8日

横浜市人事委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和4年4月11日人任第19号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(7)面接カードを現在の形態に定めた理由がわかるもの。（特に学校名や、職場名を具体的に記載させるようになっているのか理由がわかるものが欲しい。）」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市人事委員会が、「(7)面接カードを現在の形態に定めた理由がわかるもの。(特に学校名や、職場名を具体的に記載させるようになっているのか理由がわかるものが欲しい。)」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市人事委員会(以下「実施機関」という。)が令和4年1月26日に行った「(7)面接カードを現在の形態に定めた理由がわかるもの。(特に学校名や、職場名を具体的に記載させるようになっているのか理由がわかるものが欲しい。)」(以下「本件審査請求文書」という。)の非開示決定(以下「本件処分」という。)に対し、「当該開示請求に係る行政文書を保有していない事由を明確に。」と審査請求書に記載されていることから、本件処分の取消しを求めるものと解される。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。))による改正前のもの。以下「旧条例」という。)第10条第2項に該当するため全部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

面接カードの様式は毎年決定しているものであり、様式を決定する行政文書には学校名や職場名等の各記載項目を設ける理由を記載していない。また、令和3年度の当該選考における面接カードの様式を決定し、第一次選考合格者に対して送付するに当たって作成をした行政文書にも同様に、各記載項目を設ける理由を記載していない。その他にも上記の理由が分かる行政文書の作成はしていない。

したがって、対象行政文書は作成しておらず、保有していないことから、非開示とした。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次の

ように要約される。

- (1) 当該開示請求に係る行政文書を保有していない事由を明確に。
- (2) 面接では、出身校、前勤務先等に言及されることもなく、何の目的に学校名、職場名等を記載させているか不明なため。神奈川県のように、出身校名を記載させないようにしている自治体もある中、個人情報面接委員等にさらけ出す現状に不満を感じる。
- (3) 学歴、職歴で人物を判断しているということでないのであれば、記載させる必要は一切なかったのでは。記載するしないを個人の裁量にまかせることも可能ではなかったか。あえて記載させるようにしているとのことであれば、「面接カード」を現行のものを使用するよう定めた文書は、廃棄年度を超過しているにもかかわらず、その情報は残っているはずである。
- (4) 現行の面接カード上に個人情報（学校名、職場名等）を記載させるに当たり、納得のいく説明が欲しい。

## 5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考に係る事務について

人事委員会事務局調査任用部任用課では、職員の任用に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第17号）第19条第1項第3号に基づき、障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考を実施している。

当該選考では、第一次選考で教養、第二次選考で作文又は論文及び面接を科目として、選考を実施している。第一次選考の合否は、横浜市職員採用案内ウェブサイトに掲載する掲示、第一次選考の受験者に送付する第二次選考通知書又は結果通知書にて通知しており、第一次選考合格者には面接カードをあわせて送付している。第二次選考の合否は同ウェブサイトに掲載する掲示及び第二次選考の受験者に対する結果通知書で通知している。

- (3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、令和3年度障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考の一次試験合格者に送付される面接カードを現在の形態に定めた理由が分かる

文書並びに面接カードに学校名及び職場名を具体的に記載させるようになっているのかについての理由が分かる文書と考えられる。

(4) 本件審査請求文書の不存在

ア 本件審査請求文書について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 面接カードの様式は、過年度に行われた採用試験・選考の反省等を踏まえ、変更の必要があればそれに応じて修正案を作成し、当該年度に使用する面接カードとして決裁を取って決定している。

しかし、修正の検討については、口頭により担当者間でやり取りをしており、打ち合わせメモ、面接カードの様式を現在の形態に定めた理由が記載された電子メール等は存在しない。

また、当該年度に使用する面接カードとして決裁を取る際には、一次試験合格者に対し当該面接カードを送付する、という案を決裁するものの、その決裁文書に、面接カードを現在の形態に定めた理由並びに学校名及び職場名を記載させるようにしている理由は記載されていない。

(イ) 学校名及び職場名の記載項目は、当該面接カードを作成した当時の一般的な履歴書や企業のエントリーシートを参考に作成されたものであり、これまでどのような分野を学んできたか、どのような職務経験を積んできたかを把握し、面接における補助資料として活用するために設けていた。

そして、令和3年度試験においても、過年度からの変更点等もなかったことから、決裁文書においてこれらの項目を設ける特段の理由は記載されておらず、その他に学校名及び職場名の記載項目を設けた理由を示した行政文書は存在しない。

イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、ほかに本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。また、本件処分に係る非開示決定通知書では、非開示とする根拠規定及び同規定を適用する理由が記載されており、理由付記に不備があったとまでは認められない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和4年4月11日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和6年8月13日 (第33回第四部会)	・審議
令和6年9月2日 (第34回第四部会)	・審議